

予算がなくなり次第、
受付を終わります！
早めに交付申請手続き
をしてください。



中小企業 振興対策 事業補助 のご案内

和泉市は

『さまざまな経営課題
にチャレンジしている
中小企業者』

を応援しています！

1. 研究・開発支援事業

補助の対象となる事業経費は、中小企業者等が開放機器等を使用したり、調査・研究を委託し、
又は試験研究を依頼したり、共同研究をした場合に、以下の機関での事業に要した費用

- ・大阪産業技術研究所
- ・大阪健康安全基盤研究所
- ・一般財団法人日本食品分析センター
- ・近畿職業能力開発大学校
- ・桃山学院大学
- ・大阪市立大学
- ・大阪府立大学
- ・大阪公立大学

2. 工業所有権取得促進支援事業

補助の対象となる事業経費は、中小企業者が工業所有権申請に要した費用

- ・特許権
- ・実用新案権
- ・意匠権
- ・商標権

3. 人材育成支援事業

補助の対象となる事業経費は、事業主又は従業員が次の機関で行う研修等の修了に要した費用

- ・大阪産業技術研究所
- ・大阪府立高等職業技術専門校（南大阪校、北大阪校、東大阪校、夕陽丘校）
- ・中小企業大学校
- ・ポリテクセンター関西
- ・近畿職業能力開発大学校
- ・一般社団法人大阪府技術協会
- ・大阪府立大学
- ・大阪公立大学

それぞれの事業毎に

- ☆ 要した費用の半額を
一事業所あたり20万円まで補助します。（千円未満切捨）
- ☆ ただし、工業所有権は申請区分に応じて補助します。

お問合せは

和泉市 産業振興室 商工観光担当
和泉市産業振興プラザ

☎(0725)99-8123(直通)
☎(0725)58-7887

1. 研究・開発支援事業

◇対象者

- ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
- ・構成員の過半数が和泉市内に事業所を有し、1年以上の活動している中小企業交流団体

◇補助額

- ・一件につき要した費用の1/2以内
- ・同一年度中に一事業所または一交流団体あたり20万円以内（千円未満切り捨て）

◇申請書類

- ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請書兼請求書ⓧ

<添付書類>

- ・申請の事業内容の説明書ⓧ
- ・事業の実施に要した費用に係る領収書
- ・会社概要またはこれに準ずるものⓧ

◇申請手続き

- ・事業終了後6ヶ月以内または年度末(3月末日)のいずれか早い方までに申請書類を提出

※過去に補助を受けた共同研究を反復・継続的に行っている場合は補助の対象外となります。

2. 工業所有権取得促進支援事業

◇対象者

- ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
- ・構成員の過半数が和泉市内に事業所を有し、1年以上の活動している中小企業交流団体

◇補助額

- ・工業所有権の区分に応じ、出願料の全額（印紙税相当額）、または審査請求料の一部
特許国際出願の場合は国際出願関係手数料（出願、調査、送付）（右下表のとおり）
ただし、同一年度中に一事業所あたり20万円以内

◇申請書類

- ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請書兼請求書ⓧ

工業所有権の区分及び補助額

工業所有権	対象経費	補助額	
特許権	国内	出願料	全額(印紙税相当額)
		審査請求料	10万円以内
	国際	出願手数料	全額(印紙税相当額)
		調査手数料 送付手数料	
実用新案権	登録出願料	全額(印紙税相当額)	
	登録料	出願時に同時に納付する(3年分)	
意匠権	登録出願料	全額(印紙税相当額)	
商標権	登録出願料	全額(印紙税相当額)	

<添付書類>

- ・特許庁発行の特許申請、実用新案申請、意匠申請または商標申請の受領書(写し)
- ・出願申請に係る手数料の証となるもの(領収書明細等)
- ・国際出願の場合は、PCT手数料計算用紙(願書付属書)等
- ・所定の補助金交付申請内容ⓧ
- ・会社概要またはこれに準ずるものⓧ

◇申請手続き

- ・各工業所有権を申請した日から6ヶ月以内または年度末(3月末日)のいずれか早い方までに申請書類を提出

ただし、上記費用は特許庁が徴収する出願等に必要な手数料に限る。

3. 人材育成支援事業

◇対象者

- ・和泉市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
- ・構成員の過半数が和泉市内に事業所を有し、1年以上の活動している中小企業交流団体

◇対象機関

- ・大阪産業技術研究所 ・近畿職業能力開発大学校 ・中小企業大学校 ・大阪府立大学
- ・大阪府立高等職業技術専門学校(南大阪校、北大阪校、東大阪校、夕陽丘校) ・一般社団法人大阪府技術協会
- ・ポリテクセンター関西

◇補助額

- ・受講料の半額（一事業所あたり20万円以内）（千円未満切り捨て）

◇申請書類

- ・和泉市中小企業振興対策事業補助金交付申請書兼請求書ⓧ

<添付書類>

- ・所定の研修実施機関の受講終了証明書 ・受講料領収書(写し)
- ・研修参加者が事業主または従業員であることを証するもの(雇用保険・社会保険関係書類等)
- ・会社概要またはこれに準ずるものⓧ

◇申請手続き

- ・受講終了後6ヶ月以内または年度末(3月末日)のいずれか早い方までに申請書類を提出

ⓧ印の書類是和泉市ホームページからダウンロード可
HPアドレス <http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>

